

## ◆ 遺言の撤回

**Q** : 数年前、愛人にせがまれて、酔った勢いで、自分が死んだらマンションをやる遺言に書いてしまいましたが、その後資金繰りが苦しくなり、今はそのマンションを売りたいと思っています。

勝手に処分しても責任は生じないでしょうか。

**A** : あなたが活着ている間は自由に財産を処分できます。

### 【解説】

あなたが書かれた遺言は、あなたの死亡によって効力が生じるのであり、それまでは、受遺者は何ら権利を持つものではありません。

ですから、いったん遺言状を書いても、あなたが活着ている間は、自由に財産を処分できます。遺言状に拘束されることはありません。

ご質問のように、遺言で与えるとしていた財産を、生前に処分したり壊したりした場合は、遺言が撤回されたものとみなされます。

遺言を撤回するには、次のような方法があります。

- (1) 前の遺言を撤回する旨の新しい遺言をする…新しい遺言は、前の遺言と同じ方式でなくてもかまいません
- (2) 前の遺言と抵触する遺言をする…死亡に近い後の遺言が優先することになります
- (3) 前の遺言と抵触する生前行為をする
- (4) 遺言者が遺言書を故意に破棄する
- (5) 遺言者が遺贈の目的物を故意に破棄する

